

# 人権の推進をめざして

一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立の構築をめざします。

平成 2 1 年 1 月  
足 立 区

# 目次

## 第1章 「人権の推進をめざして」の基本的な姿勢

- 1 人権をめぐる国内外の動き . . . . . P 1
- 2 人権の尊重と社会のルール . . . . . P 3
- 3 「人権の推進をめざして」策定の趣旨 . . . . . P 4
- 4 基本理念と基本的姿勢 . . . . . P 6

## 第2章 分野別施策の課題

- 1 女性の人権問題 . . . . . P 8
- 2 子どもの人権問題 . . . . . P 9
- 3 高齢者の人権問題 . . . . . P 10
- 4 障がい者（児）の人権問題 . . . . . P 11
- 5 同和問題 . . . . . P 13
- 6 アイヌの人々の人権問題 . . . . . P 14
- 7 外国人の人権問題 . . . . . P 15
- 8 感染症患者等の人権問題 . . . . . P 16
- 9 さまざまな人権問題 . . . . . P 18

## 第3章 人権推進のための方向性

- 1 人権啓発・人権教育の推進 . . . . . P 20
- 2 区民意識の把握と施策の調査・点検
- 3 人権尊重の職務遂行と研修の推進
- 4 相談体制の連携強化
- 5 区民、企業、関係団体等の参画

## 【参 考 資 料】

- ・世界人権宣言（一部抜粋）
- ・日本国憲法（一部抜粋）
- ・「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（概要）と  
足立区における人権啓発・教育の具体例
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権関係年表
- ・足立区自治基本条例
- ・平和と安全の都市宣言
- ・人権擁護委員の役割と活動

## 第1章 「人権の推進をめざして」の基本的な姿勢

### 1 人権をめぐる国内外の動き

人権とは、個人の尊厳にもとづいて一人ひとりが生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利であり、すべての人々が個人としての生存と自由を確立し、幸せに生きるために尊重しなくてはならない大切な権利です。

おりしも今年度（平成20年度）は、国際連合総会で世界人権宣言が採択されてから60周年に当たる節目の時期でもあります。21世紀は「人権の世紀」と言われ、平和と人権が守られる世紀にしたいという願いが込められています。この21世紀を迎え、世界人権宣言に謳<sup>うた</sup>われている人権尊重の精神を、社会のあらゆる場においても力強く根付かせていくことが大切です。

人権をめぐる国内外の動きを辿<sup>たど</sup>ると、その背景には、世界を巻き込んだ2度にわたる大戦で多くの尊い生命が失われ、世界に悲劇と破壊をもたらした苦い経験がありました。この2つの世界大戦に対する反省から、世界の人々の間に平和を希求し、人権の尊重を求める動きが急速に高まりました。

昭和23（1948）年12月10日、国際連合は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と謳<sup>うた</sup>った「世界人権宣言」を採択しました。

その後、国際連合は、この宣言を具現化するため、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」など、国際的人権基準となる20以上の条約や規約を採択しました。また、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、人権教育の推進と普及を宣言しました。その精神は、平成17（2005）年から開始された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。さらに、平成18（2006）年3月の国連総会において、従来の「人権委員会」を格上げした「人権理事会」の設立決議が採択され、人権分野における国連の活動に新しい時代が開かれました。

一方、国内においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする「日本国憲法」が制定され、その憲法のもとで、人権に関する諸制度の整備や諸条約の批准など、

人権に関するさまざまな施策が講じられてきました。

平成6（1994）年国連総会において決議された「人権教育のための国連10年」を受けて、わが国においても「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、国内に依然として存在するさまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを、あらゆる場を通じて積極的に行うこととされました。また、平成12（2000）年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育と人権啓発に関する施策の策定及び実施が、自治体の責務として明確に示されました。

さらに、都においては平成12（2000）年に、「人間の存在や尊厳が脅かされることなく、自らを律する自立した個人が、権利行使に伴う責任を自覚し、共存と共感で相互に支え合い、都民が世界に誇れる東京をつくる」を人権施策の基本理念とする「東京都人権施策推進指針 ～東京ヒューマン・ウェーブ21の展開～」を策定し、東京を活力があり人々が安心して暮らせる魅力ある国際都市とするため、人間の存在と尊厳を守る人権施策を総合的に推進することとしています。

## 2 人権の尊重と社会のルール

人はそれぞれ、考え方や価値観も異なり、その生き方のスタイルも違いますが、誰もが個人として尊い価値ある存在です。こうした互いの多様性を尊重し、認め合い、社会で調和のとれた生活をするのが大切です。自分の権利を主張し、行使するときには、それに伴う責任をしっかりと自覚するとともに、自分の権利と同様に他の人にもかけがえのない権利があることを理解し、認め合い、そして尊重することが社会の大切なルールです。

昨今の日本は精神的な価値よりも金銭的・物質的価値が、また、ともすると社会的責任より個人の権利意識が優先するなど自己中心的な生き方が広がっているように感じられます。法治国家のもとで、法を遵守<sup>じゆんしゆ</sup>することはもとより、社会の一員として最低限守られなければならない基本的なルールを再認識していく必要があります。国際化や高度情報化などにより、いわば大きな社会の転換期にある地域社会にあって、基本的な人権の尊重を基礎とした社会のルールを再度確認し合うことが重要です。

都の「東京都人権施策推進指針 ～東京ヒューマン・ウェーブ21の展開～」の中においても、多くの人々が人権について知識や関心を持つようになってきましたが、人権について正しい理解が必ずしも定着していないことが指摘されています。その結果として、他の人々の人権や公共の利益に対する配慮をしないで自分の人権だけを主張することから生じるさまざまな問題や、当事者の双方が自分の人権を主張し合う「人権と人権の衝突」といわれる問題の発生などがあげられています。人権尊重の理念には、他の人々の人権や公共の利益との調和を図る考えが含まれていることに目を向けることの大切さが説かれています。

### 3 「人権の推進をめざして」策定の趣旨

足立区は、平成14(2002)年10月1日、21世紀を人間中心の真に平和な世紀とするために、一国の政府が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命・財産を守るという伝統的な「国家の安全保障」はもとより、個人が互いに生命と基本的人権を尊重し、日々の生活を通じて豊かで創造的な営みができる社会をめざすという「人間の安全保障」の考え方に立った「平和と安全の都市宣言」を行いました。

また、平成16(2004)年10月には、「さまざまな区民・団体・企業と区役所などが協働して、住み・働き・学び・活動する『力強い足立区』をめざす」を基本理念とする「足立区基本構想」を策定しました。

この構想では、

魅力と個性のある美しい生活都市

自立し支えあい安心して暮らせる安全都市

人間力と文化力を育み活力あふれる文化都市

という3つの足立区の将来像をめざしています。

さらに、平成17(2005)年4月1日から「区民が区政に参画する権利」と「区政運営の基本的な事項」を制度として保障する「足立区自治基本条例」が施行されました。この条例では、自治の基本理念として「一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立を、協働して築くことを目指す」としています。3つのキーワードである「自治」「参画」「協働」を実効あるものにするためには、区民がそれぞれ一人の人間として互いに尊重する気持ちが必要です。

足立区では、個別の人権課題に対して、国、東京都、特別区、そして関係団体等と連携・協力しながら、人権問題解決のために取り組んできました。また、ノーマライゼーションの理念に基づいた施策の推進や、平成12(2000)年4月に施行された「足立区男女共同参画社会推進条例」による実効性のある施策の推進など、区民の人権を尊重するという視点に基づいた諸施策を推進してきました。

しかし、足立区においても、さまざまな人権問題の存在と新たな課題の生起を見逃せません。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。私たちは、一人ひとりの人権が尊

重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立の構築に向けた、絶え間ない努力をしていくことが大切です。

多様化・複雑化する人権問題について、迅速かつ柔軟に対応するため、関係部署・関係機関等との一層の連携や人権推進のための施策の体系化による効果的な取り組みが強く求められる状況の中、足立区では、区民のみなさんと一緒になって人権問題を解決するために、人権の推進に向けた基本的な方向性を示すため「人権の推進をめざして」を策定致しました。

#### 4 基本理念と基本的姿勢

「人権の推進をめざして」では、「足立区自治基本条例」「足立区基本構想」「平和と安全の都市宣言」の理念を受け、次の基本理念を掲げます。

##### 【基本理念】

一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる  
活力ある足立の構築をめざします。

また、基本理念を実現・具体化するために、「人権の推進をめざして」の基本的姿勢を以下のとおりとします。

##### 【基本的姿勢】

区民が安心して生き生きと生活できる安全で平和なまちをめざす  
区民一人ひとりが尊重され自由で活気あふれるまちをめざす  
差別や偏見のない思いやりと優しさがあふれる明るいまちをめざす  
互いの歴史や文化を理解し豊かさを共に生み出すまちをめざす  
あらゆる力を結集し共に育み共に支え合うまちをめざす

区民が安心して生き生きと生活できる安全で平和なまちをめざす

人権が保障される社会であるためには、平和であることが大前提です。足立区の「平和と安全の都市宣言」の趣旨により、区民が安心して生き生きと生活できる安全で平和な地域社会の実現をめざします。

区民一人ひとりが尊重され自由で活気あふれるまちをめざす

区民一人ひとりが、日々暮す中で互いの違いを認め合い、協力し合うことで、活気あふれるまちが生まれます。互いを尊重し合い、コミュニケーション豊かな自由と活気あふれる地域社会の実現をめざします。

差別や偏見のない思いやりと優しさがあふれる明るいまちをめざす

差別や偏見は、社会のさまざまな矛盾や不合理な考え方により、つくり出されています。思いやりや優しさにあふれる、差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざします。

互いの歴史や文化を理解し豊かさを共に生み出すまちをめざす

区内には、異なる文化や歴史・生活習慣を持つ人々が住んでいます。豊かな地域社会を生み出すために、異なる文化や多様性を認め合い、尊重し合い共生する地域社会の実現をめざします。

あらゆる力を結集し共に育み共に支え合うまちをめざす

複雑・多様化している人権問題の解決のためには、行政機関のみならず、区民、企業を含む地域社会全体の連携や協力が必要です。地域社会のもつあらゆる英知を集め、社会全体で共に支え合う地域社会の実現をめざします。

## 第2章 分野別施策の課題

### 1 女性の人権問題

女性の人権に関しては、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表されるように、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担が残っています。例えば、男性中心の社会システムを基盤に生じている男女間の社会参画機会の不平等、雇用の分野における種々の男女格差、家事・育児、介護など家庭内労働についての女性への偏りなど、さまざまな問題があります。

こうした状況を改善するには、すべての区民が性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動とともに参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が必要になります。固定的・画一的な性別役割分担から脱却し、男女ともに意欲と能力を充分発揮できる雇用環境や、男女ともに家事や育児に充分携われる社会環境が必要になります。

平成19（2007）年12月、政府の関係閣僚や有識者、民間団体の代表者等で構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

足立区では、平成20（2008）年3月に、「足立区男女共同参画行動計画」を策定しました。特に雇用の場の男女共同参画に着目して、ワーク・ライフ・バランスの推進に計画の重点を置きました。

今後、区民や関係機関・団体への意識啓発や中小企業を中心としたワーク・ライフ・バランス推進支援など、具体的な取り組みを推進していきます。

また、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人などからの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ストーカー行為など、女性に対する精神的・身体的暴力を伴う行為が大きな社会問題となっています。

さらに、アダルトビデオやポルノ雑誌などのメディアによる性暴力的表現に関することや性の商品化も問題となっています。

これらは重大な人権侵害であり、その根絶に向けた意識啓発を十分に行なうことはもちろん、幼児期からの丁寧な人権教育が求められます。

## 2 子どもの人権問題

子どもの人権に関しては、保護者や大人による子どもへの虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、養育の怠慢、拒否）が多発しており、児童相談所の虐待についての相談件数も大幅に増加し、深刻な社会問題となっています。平成12（2000）年11月には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、虐待の禁止や児童相談所への通告義務が定められました。

足立区では児童虐待等について、こども家庭支援センターが中心となり、関係機関と連携して対応しています。また、保健総合センターでも、児童虐待を未然に防ぐ相談等を実施しています。

学校においては、いじめは重大な課題の一つであり、教育指導室や教育相談センター等が中心となって対応しています。子どもへの虐待やいじめによる不登校は、子どもの健やかな成長・発達を阻害する重要な問題であるとの認識が不可欠です。

さらに、インターネット上の学校非公認サイト（ ）での誹謗・中傷、出会い系サイト、児童ポルノなど、子どもの安全と安心をおびやかすさまざまな問題は深刻な状況にあります。

日本は、平成6（1994）年に「児童の権利に関する条約」を批准しました。この条約は、国連で平成元（1989）年に採択され、18歳未満のすべての子どもに適用されますが、条約の理念が社会的に十分認知されているとは言い難い状況です。このため、すべての子どもの安全と安心が守られ、また人権を尊重する大人に成長できるように、保護・救済・相談機能の充実、教育・啓発活動の推進など、社会全体で子どもの人権問題に取り組むシステムを構築していかなければなりません。

### 【用語解説】

#### 学校非公認サイト

学校が公式に開設運営するサイトとは別に、中高生の利用（管理運営、閲覧、書き込み等）を想定した公開型の各種コミュニティサイト。「学校裏サイト」ともいう。

### 3 高齢者の人権問題

高齢化が急速に進む中で、高齢者の人権に関しては、高齢を理由として就職や入居に際しての差別を受けている問題があります。

また、認知症や加齢に伴う心身機能の低下により介護が必要な高齢者が増加し、身体的・心理的虐待や、財産を無断で処分されるなどの重大な人権侵害が発生しています。

家庭や社会から無視されたり、閉じこもりなどにより地域や社会参加をすることができず、ともすれば孤立死するという事例もあります。

内閣府が平成19(2007)年に行なった「人権擁護に関する世論調査」によると、高齢者に関して人権上問題があると思う事柄として、「悪徳商法の被害者が多いこと」を挙げた人の割合が最も多く、以下「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」、「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待をすること」、「経済的に自立が困難なこと」などの順になっています。

こうした状況を踏まえ、足立区では、高齢者の権利擁護の取り組みや安心して福祉サービス等を利用できるしくみづくりを積極的に推進しています。

また、高齢者の虐待防止に関しては、平成18(2006)年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、各関係機関との連携により、足立区高齢者虐待防止ネットワーク( )を構築して、高齢者虐待の早期発見、対応及び養護者支援等を行っています。

今後は、さらに地域や各関係機関との連携体制を充実し、社会全体で高齢者を支え尊重していくしくみづくりを強力に推進していく必要があります。

#### 【用語解説】

##### 高齢者虐待防止ネットワーク

各地域包括支援センター、あんしん協力員・機関、権利擁護センター、警察・消防、弁護士、医療機関、介護保険事業者等の連携により、高齢者虐待の早期発見・対応、見守り、養護者支援のネットワークを構築し、虐待への対応をしている。

#### 4 障がい者（児）の人権問題

障がい者の人権及び基本的自由の完全な実現をめざす「障害者権利条約」（ ）が、平成18（2006）年12月の国連総会で採択され、日本は平成19（2007）年9月にこれに署名、現在は批准に向けた国内法の改正に議論が移っています。また、平成18（2006）年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神障がいを統一した障がい者施策がスタートしました。平成19（2007）年4月には、これまでの心身障がい教育対象の障がいに加えて、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症などを含めた発達障がいのある子どもに対して、一人ひとりの様子や状況に応じたきめ細かい指導や支援を行う「特別支援教育」がスタートしています。

しかしながら、いまだに就職や入居に際しての障がい者に対する差別や、精神障がいや知的障がいを理由とした偏見、差別を助長するような行為などの問題があります。また、家庭内や施設などにおける虐待などの問題も依然なくなりません。

足立区はこれまでノーマライゼーション（ ）の理念に基づき、福祉のまちづくりとして、鉄道駅へのエレベーターの設置など、主にハード面からのバリアフリー（ ）を進めてきました。しかし、障がい者（児）に対する差別や偏見を無くし、障がいの無い人の心の中の障壁(バリア)を除去することが大切であり、本当の意味でのバリアフリーとはこうした状況を実現することといえます。

障がいに対するさらなる理解と認識を深めるためには、地域・学校・民間企業・警察・各種団体などとの協働が必要です。また、障がい者の権利擁護や相談・支援体制を充実させることも重要です。すでに警察と知的障がい関係団体との連携もはじまり、雇用支援も含めた総合的な相談支援を担う障害福祉センター「あしすと」や精神障害者自立支援センター「ふれんどりい」、地域生活支援の拠点となる24時間型の入所施設も開設しました。

障がいの違いや重さによって差別されることなく、一人の人間として尊重され、共生できるまちをつくることが求められます。今後とも、誰もが安心して生活できるしくみづくりを進めていかなければなりません。

## 【用語解説】

### 障害者権利条約

障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

### ノーマライゼーション

障がい者（児）などが、地域で普通の生活を営むことを当然とする、福祉の基本的な考え方。

### バリアフリー

障がい者（児）や高齢者が、社会生活を営むうえで、バリア（障壁）となるものを除去するという意味。

## 5 同和問題

同和問題とは、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、現在もさまざまな形で現れている重大な人権問題です。

人は、自分の意思で生まれるところを選ぶことができません。にもかかわらず、被差別部落（ ）の出身という理由でさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

足立区では、同和問題解決のため、これまでも区の実状に即した教育及び啓発活動を推進し、同和問題に関する区民の認識は徐々に変わりつつあります。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、区内において被差別部落出身者に対する差別落書きが行われたり、差別脅迫はがきが送付されるなど、差別や人権侵害の実態は依然として存在しています。また、行政書士や司法書士が調査会社等からの依頼を受け、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本や住民票を不正に取得する事件や、インターネット上の風景画像に差別的なコメントを添えたホームページの存在が明らかになるなど、悪質で巧妙な差別事象も発生しています。

さらに、同和問題を口実に、企業や行政機関などに不当な要求を行う「えせ同和行為」の存在は、同和問題の解決の妨げとなっています。

同和問題の早期解決に向け、関係機関等との連携をさらに強化して、効果的な人権啓発や人権教育を推進していくことが必要です。

### 【用語解説】

#### 被差別部落（同和地区）

かつて、江戸時代の封建的身分制度などによって社会に形成された差別により、長い年月の間、住む場所・仕事・結婚・交際など生活のあらゆる面で厳しい制限を受けていた人々がおり、それらの人々が住まわされたところを「被差別部落（同和地区）」という。被差別部落の略称として、一般的には集落を意味する「部落」という用語が用いられることがある。また、「同和地区」とは、被差別部落を指す行政上の用語であるが、被差別部落のうち、法律によって国が同和対策事業の対象地域として指定していた地域をいう場合もある。

## 6 アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、北海道を中心に東北地方など広い地域に先住し、自然と共生する生活の中で、アイヌ語やユカラ（ ）、伝統的儀礼などのさまざまな固有の文化を発展させてきました。

しかしながら、特に明治以降は、一方的に日本の一部として統治され、伝統的な生業である漁業・狩猟を禁止されたり、教育の場などでアイヌ語ではなく日本語を使うことを強制されるなどの同化政策が進められました。

そのため、アイヌの人々は、生活の基盤や独自の文化を奪われ、さまざまな差別の中で大変苦しみました。そうした中でも、アイヌの人々の民族としての誇りと伝統文化は受け継がれてきましたが、今なお就職や結婚などで差別や偏見が残っているのが現状です。

平成9（1997）年には、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。平成19（2007）年には、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、わが国も賛成する中で採択され、平成20（2008）年には、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参本会議において採択されています。

今後は、先住民族であるアイヌ民族がおかれてきた歴史的経緯や文化など、アイヌ民族に関する正しい知識を生涯学習の場などを通して、関係機関等と協力して進めることにより、誤った知識や偏見、差別を解消していく必要があります。

### 【用語解説】

#### ユカラ（口承文芸）

伝統的なアイヌ文化は、口伝えでさまざまな口承文芸を育んできた。物語の内容をもつものに、ユカラ（英雄叙事詩）、カムイユカラ（神謡）、ウエペケレ（散文説話）の3つがある。ユカラは、少年ポイヤウンペの武勲・遍歴を物語る長編の英雄叙事詩で、世界の五大叙事詩といわれている。

## 7 外国人の人権問題

足立区には現在、2万3,222人が外国人登録をして生活しており(平成21年1月1日現在の外国人登録者数)、東京23区内の中では新宿区、江戸川区について3番目となっています。外国人の人口比率は3.5%と全国平均の1.6%を上回り(東京都全体では3.6%)、区民の29人に1人が外国人という状況です。外国人登録者数を昭和55(1980)年(8,078人)と平成21(2009)年で比較すると約2.9倍となっています。国籍・地域別では、韓国・朝鮮の人たちが全体の4割と最も多く、ついで中国、フィリピンなど、アジア出身の外国人が9割以上を占めており、国籍・地域別では約100カ国の外国人が生活しています。

外国人のなかには定住外国人としての在留資格を持って生活している人が、「永住者」5,400人を筆頭に、ついで「特別永住資格を持った人々」5,300人など、全体の7割近くとなっています。

国内では、外国人の人権に関しては、外国人であることや国籍が違うことを理由とした就職・入居に際しての不利益な扱い、言葉や文化の違いまた偏見などから生じる入店・利用に関するトラブル・いやがらせが発生しています。

このような問題を解消し、外国人の人権が尊重され、そこに住む人々がお互いの文化や習慣・価値観の違いを理解し合い、安心して生活できる共生のまちをつくるのが大切です。

足立区では、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合いながら、ともに生きる共生のまちづくりが必要不可欠であると認識し、平成18(2006)年3月に「足立区多文化共生推進計画」を策定しました。

この計画は平成18(2006)年4月から平成25(2013)年3月まで(ただし、中間年の平成21(2009)年度に見直す予定)の7年間にわたって実施し、区民・団体・企業との協働で共生のまちづくりをめざしています。

## 8 感染症患者等の人権問題

H I V ( ) 感染・エイズ・ハンセン病などの感染症は、病気に対する正しい知識や理解がないことから、差別されることがあります。

H I V 感染者あるいはエイズ患者は平成 8 ( 1996 ) 年以降、国や東京都において増加傾向にあり、中でも男性の増加が顕著です。また、H I V 感染者が 2 0 代、3 0 代に多いのに対して、エイズ患者は 3 0 代以降の働き盛りの年代に多く報告され、区民に身近な問題として捉えていく必要があります。

エイズ ( ) は、感染力が弱く、しかも感染経路が限られているため、日常生活では感染することはありません。しかし、H I V 感染は症状がないため、自覚のないまま感染を拡大させてしまう恐れがあることや、エイズ発症後の治療はより困難になることから、H I V の検査の重要性を啓発していく必要があります。さらに、感染の可能性が懸念される青少年等への情報提供は、H I V 感染について、正しい理解を深めるために重要なことです。

そして、エイズが「不治の特別な病」から「コントロール可能な一般的な病」へと変化したことを踏まえ、国・地方自治体・医療関係者・患者組織がともに連携した施策の展開が求められています。

ハンセン病は、感染力が弱く、日本では新たな発生がほとんどありません。しかし、かつては不治の病、遺伝病と考えられたため、現在も日常生活で、人権侵害や差別・偏見がまだ残っています。

患者の人権を十分に尊重し、感染症などに対する社会的偏見をなくすための教育・啓発を強化するとともに、こうした感染者、患者(元患者を含む)等が安心して生活ができ、医療を受けられる取り組みが求められています。

### 【用語解説】

H I V

Human(ヒト) Immunodeficiency (免疫不全) Virus (ウイルス) の頭文字をとって命名された「エイズウイルス」のこと。

## エイズ

「後天性免疫不全症候群」といい、生まれた後にかかり免疫の働きが低下することにより生ずるいろいろな症状の集まりという意味。

## 9 さまざまな人権問題

以上のほか、社会情勢の変化に伴って人権問題も複雑・多様化し、従来までの枠組みや取り組みでは対応できないさまざまな人権問題が顕在化しています。

こうした課題の解決のためには、日常生活のあらゆる場面に発生してくる人権問題に対しても、すべての人の人権を尊重する視点に立って、関係機関などと連携をしながら効果的な施策を推進していくことが求められています。

### 刑を終えて出所した人に対する人権問題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、更生意欲があるにもかかわらず就職差別や住居の確保の困難などの問題が起きています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が必要です。

### 犯罪被害者とその家族の人権問題

犯罪被害者とその家族に対する人権問題として、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷付けられたり、プライバシーの侵害などで私生活の平穏が侵害されたりすることなどが発生しています。犯罪被害者とその家族の人権問題への社会的関心が高まる中、一層の理解と配慮が望まれます。

### インターネットを悪用した人権問題

近年の高度情報化社会を背景としたインターネットの普及により、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現の掲載など、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が起きています。インターネットを利用する人は、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めることが必要です。

### 性的指向を理由とする人権問題

人間の性愛について、異性を愛する人が大多数ですが、性的指向に関して少数派である人々への偏見により、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生しています。性的指向による差別や偏見をなくすことが必要です。

#### ホームレスに対する人権問題

路上生活者（ホームレス）の自立を図るためのさまざまな取り組みが行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生しています。ホームレスおよび近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスの自立の支援をしていくことが必要です。

#### 性同一性障がいを理由とする人権問題

平成16（2004）年7月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、一方で、性同一性障がい者に対する偏見や差別があります。性同一性障がいに関する理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

#### 北朝鮮当局による人権問題

平成18（2006）年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。わが国の喫緊<sup>きつぎん</sup>の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

#### 人身取引による人権問題

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。わが国では「人身取引対策行動計画」が取りまとめられ、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。人身取引の実態に目を向け、この問題についての理解を深めていくことが必要です。

## 第3章 人権推進のための方向性

「一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立」の構築に向け、次の5項目を中心に、人権推進のための取り組みを総合的・横断的に推進していきます。

### 1 人権啓発・教育の推進

人権啓発・人権教育は、年齢・性別・国籍などさまざまな立場や違いを超えて、人間の尊厳について学び、自ら気づき実践していく心の営みを裏付けるものといえます。

これまでの啓発活動や人権尊重教育では、主に理念の理解に重きが置かれてきましたが、依然として差別や人権問題は生起しています。

今後は、人権問題解決に向けて、区民一人ひとりが自分自身の問題として理解を深め、態度の変容や行動につながるよう、聴講型の講演会に加え、参加型の啓発・教育プログラムを取り入れていきます。

また、生涯学習の視点から、あらゆる場や媒体を通じて、学習機会の提供や啓発・教育内容の充実を図っていきます。

### 2 区民意識の把握と施策の調査・点検

人権問題の解決に向けた施策を効果的に進めるためには、区民意識や問題発生の原因・実態を把握し、その状況に応じた取り組みを行う必要があります。

区は、世論調査やモニターアンケートなどさまざまな機会をとらえ、区民意識の把握や施策の調査・点検を行っていきます。

### 3 人権尊重の職務遂行と研修の推進

行政の仕事や学校教育等は、すべてにおいて人権と深いかかわりをもっています。

今後も、区職員及び教職員一人ひとりが、人権感覚を身につけ、人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員・教職員研修を充実していきます。

#### 4 相談体制の連携強化

人権に関する相談については、法務局、警察、人権擁護委員、法テラス（日本司法支援センター）、弁護士会、区民相談など、さまざまな窓口があります。しかし、人権問題が複雑化・多様化する中で、相談窓口がわかりにくいとの指摘もあります。

今後は、関係機関等との連携を強化し、現実に存在する差別や人権問題の実態をさらに的確に把握した上で相談や助言を行なうなど、だれにでも利用しやすい相談体制づくりをすすめていきます。

#### 5 区民、企業、関係団体等の参画

「人権が尊重される地域社会」を築くためには、行政だけではなく、地域社会全体での取り組みが必要です。

今後は、区民、企業、関係団体などのネットワークを活用し、さまざまな参加や参画を得て、人権推進のための取り組みを進めていきます。

特に、地域における人権啓発・人権教育の中心的役割を担う人権擁護委員の役割は重要であり、さらに連携を強化していきます。